

滋賀県土地利用審査会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の一部改正に伴い、土地利用審査会の委員の定数に係る規定が改められたことから、滋賀県土地利用審査会の委員の定数を定めるため、滋賀県土地利用審査会条例（昭和 49 年滋賀県条例第 48 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県土地利用審査会は、委員 7 人で組織することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

